

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十九年六月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第四十五号

目次

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

- 第一章 法務省関係(第一条―第五十九条)
- 第二章 内閣官房関係(第六十条・第六十一条)
- 第三章 内閣府関係
 - 第一節 本府関係(第六十二条―第六十五条)
 - 第二節 国家公安委員会関係(第六十六条―第六十九条)
 - 第三節 金融庁関係(第七十条―第九十三条)
 - 第四節 消費者庁関係(第九十四条―第一百三三条の三)
- 第四章 復興庁関係(第一百四条・第一百五条)
- 第五章 総務省関係(第一百六条―第一百八条)
- 第六章 財務省関係(第一百九条―第一百四十二条)
- 第七章 文部科学省関係(第一百四十三条―第一百五十九条)
- 第八章 厚生労働省関係(第一百六十条―第二百三十八条)
- 第九章 農林水産省関係(第二百三十九条―第二百六十七条の三)
- 第十章 経済産業省関係(第二百六十八条―第三百二条)

(特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部改正)

第二百二十七条 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法(平成二十年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第九条中「三年」を「五年」に改める。

(特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二百二十八条 前条の規定による改正前の特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法第九条に規定する請求期限がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその請求期限については、なお従前の例による。

(厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律の一部改正)

第二百二十九条 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(平成二十一年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「権利は」の下に「これを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「民法(明治二十九年法律第八十九号) 第五百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

第十三条第一項第二号中「民法」の下に「(明治二十九年法律第八十九号)」を加える。

(厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二百三十条 施行日前に前条の規定による改正前の厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(以下この条において「旧年金給付遅延加算金支払法」という。)第十二条第二項(旧年金給付遅延加算金支給法附則第二条第一項において準用する場合を含む。)に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(平成二十二年等における子ども手当の支給に関する法律の一部改正)

第二百三十一条 平成二十二年等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「権利は」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改め、同条第三項中「民法(明治二十九年法律第八十九号) 第五百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

第二十五条中「民法」の下に「(明治二十九年法律第八十九号)」を加える。

(平成二十二年等における子ども手当の支給に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二百三十二条 施行日前に前条の規定による改正前の平成二十二年等における子ども手当の支給に関する法律第二十四条第二項又は第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(平成二十三年等における子ども手当の支給等に関する特別措置法の一部改正)

第二百三十三条 平成二十三年等における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「権利は」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改め、同条第三項中「民法(明治二十九年法律第八十九号) 第五百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

第二十九条中「民法」の下に「(明治二十九年法律第八十九号)」を加える。

(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二百三十四条 施行日前に前条の規定による改正前の平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第二十八条第二項又は第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部改正)

第二百三十五条 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成二十三年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十條中「三年」を「五年」に改める。

(特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二百三十六条 前条の規定による改正前の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第十條に規定する請求期限がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその請求期限については、なお従前の例による。

(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二百三十七条 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第二項の表改正前厚生年金保険法第百四十六條の二、第百四十七條の五第二項並びに第百四十八條第一項、第三項及び第四項の項の次に次のように加える。

改正前厚生年金保険法第百七 十條第一項	二年	五年を経過したとき	これらを行 使すること ができる 時から二年
改正前厚生年金保険法第百七 十條第三項	民法第百五十三條の規定にか かわらず、時効中断	時効の更新	

(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二百三十八条 施行日前に年金たる給付及び一時金たる給付を受ける権利又は当該年金たる給付を受ける権利に基づき支払期月ごとに支払うものとされる年金たる給付を受ける権利が生じた場合におけるこれらの権利の消滅時効の期間については、前条の規定による改正後の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法(次項において「平成二十五年改正前厚生年金保険法」という。)第百七十条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日前に前条の規定による改正前の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第百七十条第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

○ 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるＣ型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（平成二十年法律第二号）

改 正 案	現 行
（追加給付金の請求期限） 第九条 追加給付金の支給の請求は、特定Ｃ型肝炎ウイルス感染者の身体的状況が悪化したため新たに第六条第一号又は第二号に該当するに至ったことを知った日から起算して五年以内に行わなければならない。	（追加給付金の請求期限） 第九条 追加給付金の支給の請求は、特定Ｃ型肝炎ウイルス感染者の身体的状況が悪化したため新たに第六条第一号又は第二号に該当するに至ったことを知った日から起算して三年以内に行わなければならない。